



埼玉県報

第 2 4 2 9 号
平成24年10月2日
火 曜 日

目 次

告示

- [行田都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可\(高齢介護課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [汎用型地図システム用サーバ機器等の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道西平小川線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第848号中訂正\(高齢介護課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千三百二十四号

行田市から行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十四年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	施設名称	施設所在地	サービスの種類	開設者の名称又は氏名	許可年月日
1150680047	介護老人保健施設 きんもくせい庄和	埼玉県春日部市上金崎 28 番地	介護老人保健施設	医療法人社団庄和会	平成 24 年 9 月 1 日

告示

埼玉県告示第千三百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ松伏店

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野五 一 三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後七時三十分

（変更後）株式会社マルヤ

午前九時から午後九時四十五分

株式会社セキ薬品

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時

（変更後）午前八時四十五分から午後十一時十五分

ハ 変更年月日

平成二十四年九月二十八日

ニ 届出年月日

平成二十四年九月二十七日

三 縦覧期間

平成二十四年十月二日から平成二十五年二月四日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十月二日から平成二十五年二月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百二十七号

平成二十四年十一月四日に行う草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十一条第一項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなく、同令第二十二条第四項の規定により選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同条第一項及び第四項の規定により公告する。

平成二十四年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 十一人
- 二 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 一人

告 示

埼玉県告示第千三百二十八号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市桜区西堀三丁目二十二番二十号

有限会社ダム

二 取消年月日

平成二十四年十月一日

告示

埼玉県告示第千三百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十月二日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

汎用型地図システム用サーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年1月1日(火)から平成29年12月31日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年11月15日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年11月14日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年11月15日（木）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年11月15日（木）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年11月8日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成24年10月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of server apparatus for map systems.
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 - a.m.,November 15,2012 By mail;5:00p.m.,November 14,2012 In person; 10:30a.m., November 15,2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

<p>西平小川線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡ときがわ町大字西平字以後ヶ谷二五四一番一地先から同郡同町大字西平字以後ヶ谷二五四三番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年十月二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二四・五〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年四月五日

指令川建セ第二三〇〇九九一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月二十五日

川建セ第二四 四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字久保田字宿南八〇五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字市ノ川八〇四番地一 ヴィラ・ヒマワリ203

榎田 利正

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年六月二十五日

指令川建セ第二四〇〇二三〇号

二 検査済証番号

平成二十四年九月二十七日

川建セ第二四 五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字四十耕地二四八八番二四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字下押垂二二〇番地五

内田 行彦 内田 かつ江

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十月二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

一 許可番号

平成二十四年九月二十一日

指令熊建セ第〇八二二〇〇〇二一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月二十七日

熊建セ第百六十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南二千九百七十番一 外四十八筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県高崎市高関町三百八十番地

株式会社 カインズ 代表取締役 土屋 裕雅

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年九月二十四日

指令越建セ第二三〇〇六九一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月二十六日

越建セ第三一九一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字与左エ門二千七百十九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字幸手千七百四十八番地

小林 直哉

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年九月十九日

指令越建セ第二四〇〇〇三二号

二 検査済証番号

平成二十四年九月二十八日

越建セ第三二五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中百七十四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地六丁目二十番二十二号 メゾンエトワールⅡ一〇二

中山 昇一

正 誤

埼玉県告示第八百四十八号（平成二十四年六月十九日第二千三百九十九号）中訂

正

ページ	表中	行
十六	事業所名称	五

誤

デイサービスセンター えみあす

正

シニアライフサポートセンター デイフィットえみあす

ページ	表中	行
十六	事業所名称	六

誤

デイサービスセンター えみあす

正

シニアライフサポートセンター デイフィットえみあす